

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第1区分  
 【発行日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【公表番号】特表2010-524832(P2010-524832A)  
 【公表日】平成22年7月22日(2010.7.22)  
 【年通号数】公開・登録公報2010-029  
 【出願番号】特願2010-504704(P2010-504704)  
 【国際特許分類】

C 0 4 B 35/10 (2006.01)

【F I】

C 0 4 B 35/10 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ZrO<sub>2</sub>を24.0～25.5質量%、Cr<sub>2</sub>O<sub>3</sub>を0.26～0.35質量%、Y<sub>2</sub>O<sub>3</sub>を0.50～0.6質量%、SrOを0.70～0.85質量%、TiO<sub>2</sub>を0～0.5質量%およびMgOを0～0.5質量%、ならびに合計して100質量%までのAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>を含有していることを特徴とするセラミック原料混合物。

【請求項2】

さらに適切な材料からなるウイスカおよび/または繊維または網状の構造体またはメッシュが添加されていることを特徴とする、請求項1記載のセラミック原料混合物。

【請求項3】

4点曲げ強度が1000MPa以上であり、破壊靱性K<sub>IC</sub>が、5.5MPa<sup>0.5</sup>m<sup>0.5</sup>以上であり、ワイブル係数が7以上であり、硬度HV10が、1740以上であり、かつ密度ED2000が、4.360g/cm<sup>3</sup>以上であることを特徴とする、請求項1または2記載のセラミック原料混合物を焼結することにより得られた焼結成形体。

【請求項4】

酸化ジルコニウムおよびアルミン酸ストロンチウムの成分が、酸化アルミニウムマトリクス中に混合されていることを特徴とする、請求項3記載の焼結成形体。

【請求項5】

アルミン酸ストロンチウムがフレーク状の微結晶、プレートレットの形で存在していることを特徴とする、請求項3または4項記載の焼結成形体。

【請求項6】

焼結成形体を製造するための請求項1または2記載のセラミック原料混合物の使用。

【請求項7】

動荷重の際にエネルギーを吸収することができる部材を製造するための請求項1または2記載のセラミック原料混合物の使用。

【請求項8】

装甲板を製造するための請求項7記載のセラミック原料混合物の使用。

【請求項9】

対砲弾用板を製造するための請求項 8 記載のセラミック原料混合物の使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 3】

有利な材料組成とこれらの特性は以下に記載されている：

【表 2】

装入材料	ZrO <sub>2</sub>	Y <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	Cr <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	SrO	ED 2000	4点強度	最小曲げ 強度	ワイブル 係数	HV10	単斜 晶相	K <sub>Ic</sub>	粒径
PL-基準値	質量%	質量%	質量%	質量%	g/cm <sup>3</sup>	MPa	MPa	-	-	%	MPa m <sup>0,5</sup>	μm
min	24,0	0,50	0,26	0,70	4,360	1000	700	7	1740	10	5,5	平均
max	25,5	0,65	0,35	0,85	≥	≥		≥	≥	≤	≥	0,58